

## 政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

<b>上記目標の概要</b>	<p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用</p>
----------------	---

## 政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評価	
<b>政策目標についての評価</b>	S 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度関税改正の検討に当たり、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集や国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、</li> <li>・ WTO協定（用語集参照）及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことなど、</li> </ul> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。</p> <p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出入・通関情報処理システム等経費</li> </ul> <p>令和4年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0024)</p>

施策	政5-1-1:生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政5-1-1-B-1:適切な関税改正の実施	
	<p>適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</p> <p>(目標の設定の根拠) 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p>	達成度
<p>令和5年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税率法等の一部を改正する法律」が令和5年3月30日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定税率等の適用期限の延長等 暫定税率(412品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和5年度末まで1年延長。</li> <li>・個別品目の関税率の見直し 国際的な分類決定を受けたプロポリス原塊等の分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。</li> <li>・税関事務管理人制度の拡充 非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。</li> <li>・入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の新設 迅速通関の観点から、入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設(スティック型1本15円、リキッド型1個50円)。</li> <li>・納税環境の整備 内国税における納税環境の整備に係る規定を踏まえ、高額な無申告に対する関税の無申告加算税の割合の引上げ等の規定を整備。</li> </ul> <p>また、令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、以下の内容の「関税暫定措置法の一部を改正する法律」が令和4年4月20日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関税における最恵国待遇の撤回 国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課す関税率は、基本税率(暫定税率の適用があるときは暫定税率)とする。</li> </ul> <p>上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和4</li> </ul>	○	

	<p>年12月16日)</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221215_toushin.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221215_toushin.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定） <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm">https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm</a></li> <li>・ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回についての答申（令和4年4月5日） <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20220405.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20220405.html</a></li> <li>・第208回国会における財務省関連法律 <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm</a></li> <li>・第211回国会における財務省関連法律 <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm</a></li> </ul>	
--	---	--

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
------------------	--------

<b>評定の理由</b>	<p>令和5年度関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをし、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。</p> <p>なお、関税・外国為替等審議会における「令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和5年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>また、令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、関税暫定措置法の一部を改正しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

<b>施策</b>	<b>政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用</b>
-----------	----------------------------

<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<p>[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用</p>	
<b>目標</b>	<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別な事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>W T O 協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税</li> <li>・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長</li> <li>・中華人民共和国産電解二酸化マンガンを対する不当廉売関税の課税期間の延長</li> </ul> <p>について調査や賦課決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりW T O 協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和4年11月24日） <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221124_toushin.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221124_toushin.html</a></li> <li>・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和5年1月24日） <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20230124_toushin.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20230124_toushin.html</a></li> <li>・中華人民共和国産電解二酸化マンガンを対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表(令和5年3月8日) <a href="https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/20230308.htm">https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/20230308.htm</a></li> </ul>	○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>W T O 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-1-2に係る参考情報

参考指標1：課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2か月以内の調査開始可否決定件数
平成30年度	1	1
令和元年度	1	1
令和2年度	2	2
令和3年度	2	1
令和4年度	1	1

(注1) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は2か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から2か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2 : 調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
平成 30 年度	1	1	1
令和元年度	0	—	—
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1

(注 2) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長することができるとされています。

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO 協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>令和 6 年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	775,847	132,518	143,241	122,146
		補正予算	△1,310	△1,574	△1,610	
		繰越等	—	456,480	N. A.	
		合 計	774,537	587,424	N. A.	
執行額 (千円)		667,490	536,409	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注 1) 令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

(注 2) 令和 3 年度の一部及び 4 年度以降の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）
---	------------------------------

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>（適切な関税改正の実施）</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> <p>（特殊関税制度の適正な運用）</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	関税局関税課	<b>政策評価実施時期</b>	令和5年6月
--------------	--------	-----------------	--------

政策目標 5-2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)にあるように、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進しつつ、EPAの利活用を促進することが求められています。財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO(世界貿易機関：用語集参照)を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO(世界税関機構：用語集参照)等の国際機関、APEC(アジア太平洋経済協力：用語集参照)等の地域協力の枠組み、EPA(経済連携協定：用語集参照)及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進</p>
---------	--

政策目標 5-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照)と平成31年2月に発効した日EU・EPA(用語集参照)は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定(用語集参照)は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定(用語集参照)は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域</p>

的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。

また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

<b>施策</b>	<b>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
	<b>目標</b>	<p>WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が156か国（令和5年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にCPTPPとして発効しました。令和5年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニ</p>	○



		<p>ュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリの10か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年6月に開始が決定された英国の加入手続きについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、英国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和4年度は各種専門委員会において、日EU・EPAの運用状況等について議論を行いました。</p> <p>EUを離脱した英国との間では日英EPAが令和2年10月に署名に至り、令和3年1月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和4年2月に開催された日英EPA合同委員会第1回会合では、日英EPAの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取り組みなどに関する議論を行いました。</p> <p>日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。令和4年9月に開催された第1回RCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。</p> <p>また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和4年度における税関主催：計24回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みしました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>	<b>s 目標達成</b>		
<b>評定の理由</b>	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

## 政5-2-1に係る参考情報

### 参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和4年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和 5 年 3 月現在)

## 経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2023年3月時点)

### 発効済

シンガポール (2002年11月 (2007年9月改正) )、  
 メキシコ (2005年4月 (2012年4月改正) )、マレーシア (2006年 7月)、  
 チリ (2007年 9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年 7月)、  
 ブルネイ (2008年 7月)、A S E A N (2008年12月、(2020年8月改正) )、  
 フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年10月)、  
 インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、  
 モンゴル (2016年 6月)、CPTPP<sup>(注1)</sup> (2018年12月)、EU (2019年2月)、  
 米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)、RCEP <sup>(注2)</sup>(2022年1月)

### 署名済

TPP12 <sup>(注3)</sup>(2016年2月署名)

### 交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ (GCC<sup>(注4)</sup>、韓国、カナダは交渉中断中)

<sup>(注1)</sup> CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計11か国)。

発効国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)

<sup>(注2)</sup> RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、

日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計 15か国)。

発効国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月)、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)

<sup>(注3)</sup> TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

<sup>(注4)</sup> GCC (湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政 5 - 2 - 2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政 5-2-2-A-1 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)						
	年 度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
	目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	34	36	37	39	39	
(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調 [ <a href="https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm">https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm</a> ] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) バングラデシュとの間で政府間交渉を行ってきた税関相互支援協定については、令和 4 年度内に交渉が終了し、令和 4 年11月に署名が行われる予定であったところ、日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和 5 年 4 月に延期されました。こうした特殊事情がなければ、令和 4 年度中に、目							

標となる数値が40となり、前年より増加という目標値を達成できていたことから、達成度を「○」と判定したものです。

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
目 標	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ対面支援を段階的に再開しながら、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、67件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。</p> <p>なお、支援の実施に当たっては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施しました。</p> <p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和4年度には計3回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECでは、違法な新型コロナウイルス関連物品の取締りや税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（アジア欧州会合：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和4年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野</p>	○

		<p>における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D E P Aにおける取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、令和4年9月に交渉を開始したI P E F（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。また、「総合的なT P P等関連政策大綱」（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P Aに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、A S E A Nと協議を進めており、日インドネシアE P Aについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>バングラデシュとの間での税関相互支援協定については、政府間交渉が終了し、当初は令和4年度11月中に署名が行われる予定でした。日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和5年4月に延期されたものの、着実な進展が見られたところです。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、税関相互支援協定の締結に向けた交渉を行い、実質的に令和4年度内に目標に掲げる締約国数の増加を達成したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>	
--	--	---	--

<b>施策についての評定</b>		s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展した。</p> <p>また、政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度も「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受入研修	案件数	3	9	21
	受入人数	20	182	218
専門家派遣	案件数	34	51	46
	派遣人数	76	133	143

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和2年度及び令和3年度はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約

国数

平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
115 各国及び E U	121 各国及び E U	126 各国及び E U	130 各国及び E U	132 各国及び E U

(出所) WCOウェブサイト

[http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf\\_revised\\_kyoto\\_conv/Instruments](http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments)

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	47,492	40,298	33,213	161,385
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	47,492	40,298	N. A.	
執行額 (千円)	823	532	N. A.			

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p> <p>「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び、同フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p>
---------------------------------	---

	総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）		
<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	なし		
<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、W T O貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、W T O改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なW T O上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、R C E P協定をはじめとするE P Aの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、W C O、A P E C等の地域協力の枠組み、E P A及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>		
<b>担当部局名</b>	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	<b>政策評価実施時期</b>	令和5年6月

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

<b>上記目標の概要</b>	<p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。</p> <p>一方、「世界一安全な日本」創造戦略や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p><b>（上記目標を達成するための施策）</b></p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収          政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止          政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上          政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上          政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p>
----------------	--

政策目標5-3についての評価結果

政策目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

<b>評価の理由</b>	<p>貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。そうした中、全ての施策の評価が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p><b>（必要性・有効性・効率性等）</b></p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。</p>

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

#### (令和4年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

予算計上について、令和3年度に一部、4年度に全部をデジタル庁等へ一括計上したことにより、事業終了として、デジタル庁に引き継がれました。「システム関連費用について、引き続き、一者応札の改善など透明性を高める活動を実施し、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、デジタル庁一括計上後においても、引き続き、競争性の確保に努め、コスト削減を図りました。(事業番号0024)

- ・ 取締機器等調査研究経費

「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。(事業番号0025)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、関係諸機関との連携も考慮しつつ、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、監視艇の建造及び運航経費について、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。(反映額▲3百万円)(事業番号0026)

- ・ X線検査装置整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲237百万円)(事業番号0027)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を反映し保守経費の削減を図りました。(反映額▲12百万円)(事業番号0028)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲326百万円)(事業番号0029)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、周知方法の工夫により新規事業者が参入した事例を参考に、引き続き一者応札の改善に努めました。(事業番号0030)

- ・ 円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源)(観光庁)

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き先進性が



高い事業に取り組むとともに、既に整備された機器について、より効果的に運用できるよう改善するなど、一層効果的かつ効率的に事業を実施すべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、水際緩和措置に伴う入国旅客の急増に適切に対応するなど、通関手続の円滑化等に努めました。  
(事業番号0243 (国土交通省))

**施策** 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位：%、日))

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
	実績値	99.9	99.8	99.2	99.5	99.5	
平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	×
	実績値	12.4	13.9	12.9	15.5	16.2	
口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	

測定指標 (定量的な指標)

(出所) 関税局業務課調  
(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数(処理日数)が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。))、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。)以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。

(目標値の設定の根拠)  
輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度(事前教示制度)があります。  
輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)  
各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答のうち即日回答した割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。  
文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。また、平均処理日数が目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としましたが、これは分類の統一的解釈の確保のために慎重な検討を行った事案が増加したことによるものです。事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保		
測定指標（定性的な指標）	目標	<p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲憑しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を懲憑しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入貨物に係る特許及びノウハウ等の対価として支払ったロイヤリティが申告価格に含まれていませんでした。このロイヤリティは税関に申告するべきものでしたが、適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を懲憑しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な</p>

	<p>管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	<b>a 相当程度進展あり</b>
<b>評価の理由</b>	<p>本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「平均処理日数」は目標値に至らず、「文書による回答」も僅差で目標値に至りませんでした。一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。</p> <p>以上のとおり、一部「×」や「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

### 政5-3-1に係る参考情報

#### 参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収納額	90,988	92,429	91,309	111,661	N.A.
国税全体に対する割合	14.2	14.9	14.1	15.5	N.A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したものの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和4年度実績値は、令和5年8月以降にデータの集計が終了するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

#### 参考指標2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件数）

年度	平成30年度 （平成26～30年度 平均）	令和元年度 （平成27～令和元 年度平均）	2年度 （平成28～令和2 年度平均）	3年度 （平成29～令和3 年度平均）	4年度 （平成30～令和4 年度平均）
実績値	102,213	101,326	99,301	99,390	99,976

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

#### 参考指標3：輸入事後調査実績

（単位：件、百万円、％）

事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施件数	4,079	3,361	715	1,484	N.A.
不足申告価格	154,957	123,123	63,067	59,109	N.A.
非違の割合	79.2	81.0	83.9	75.3	N.A.

（出所）関税局調査課調

（注1）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）令和4年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
許可件数	26	20	21	12	13
総数	955	956	971	974	982
処分件数	0	1	1	1	0

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位：件)

事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
非違発見件数	66	52	75	53	N. A.
処分件数	4	1	0	9	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和4年度（事務年度）実績値は、令和5年11月以降にデータの集計が終了するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止									
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)									
測定指標 (定量的な指標)	年度		平成30年度 (26年～30 年平均)	令和元年度 (27年～令 和元年平 均)	2年度 (28年～令 和2年平均)	3年度 (29年～令 和3年平均)	4年度 (30年～令 和4年平均)	達成度	
	不正薬物	目標値		増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	—
		実績値		87.6	88.4%	88.6%	86.7%	—	
	うち覚醒剤	目標値		増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	
実績値			98.4	98.0%	97.9%	96.8%	—		
(出所) 関税局調査課調 (注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3) (注2) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。 (注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。									

**(目標値の設定の根拠)**

税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去5年の平均値より増加」としました。

**(目標の達成度の判定理由)**

令和4年における国内全押収量の把握が6月以降となる予定のため、その把握後、平成30年～令和4年の平均実績値を算出し、令和5年度実績評価書に記載します。

**政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合**

(単位：%)

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
目標値	増加	増加	増加	過去5年平均並み	過去5年平均並み	×
実績値	13.9	12.5	10.4	10.3	9.0	

(出所) 関税局監視課調

**(目標値の設定の根拠)**

輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。

不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りにあたっては、国際イベントの有無等、その時々的情勢に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。

**(目標の達成度の判定理由)**

税関の不正薬物・テロ対策等の水際取締りについては、情勢に基づいた取締方針に基づき、体制を構築しつつ、限られたマンパワーを有効に活用しながら、出港前報告情報のほか、輸入申告時の情報や関係機関からの情報など、様々な情報を活用して検査対象貨物を選定しています。

その結果、令和4年度においては、貨物検査全体における出港前報告情報による検査の割合は相対的に減少することとなり、その割合は、過去5年の平均(12.0)を下回る実績値となったため、達成度は「×」としました。

なお、水際取締りにあたっては、上記のように情勢に応じた様々な情報を活用しており、本指標の実績値のみが、密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を正しく反映していないことから、測定指標としての適切性を再検討した結果、令和5年度から、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。

**[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施**

目 標	達成度
国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等(不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等)に対する厳正な水際取締り	

測定指標(定量的な指標)

<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>締りを実施します。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。</p>	
		<p>入国者数の増加や故安倍晋三元総理の国葬儀、G7広島サミット等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和4年度において、X線検査装置27台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）25台等を整備）</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和4年度には、関係機関との合同訓練を257件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュとの間での税関相互支援協定について、政府間交渉が終了し、当初は令和4年度11月中に署名が行われる予定でした。日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して、署名式は令和5年4月に延期されたものの、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。</p> <p>さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。</p> <p>このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和4年における不正薬物全体の押収量は、1,147kgと7年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、令和4年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は9件、押収量は135kgでした（参考指標4参照）。</p> <p>加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>		<b>a 相当程度進展あり</b>	

評定の理由

主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やP  
NR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等  
を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極  
的に推進しました。また、令和4年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、  
令和4年の税関における不正薬物全体の押収量は1,147kgと、7年連続で1トンを超えました。

「出港前報告情報による検査の割合」については、測定指標の目標値を下回ったことから、達成度は  
「×」としましたが、これは貨物検査全体において活用される情報が増えたことで、本情報による検査  
の割合が相対的に減少したことが要因であり、こうした検査体制の変化を踏まえ、本測定指標は来年度  
から参考指標に変更いたしました。

以上を踏まえ、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であること、「×」となっ  
ている指標についても、情勢に基づいた検査体制の変化が要因であることから、当該施策の評定は、「a  
相当程度進展あり」としました。

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年
覚醒剤	件	169	425	72	95	300
	kg	1,159	2,587	811	1,014	567
大 麻	件	218	242	204	199	148
	kg	156	82	126	153	431
大麻草	件	128	110	86	94	55
	kg	143	61	49	22	315
大麻樹脂等	件	90	132	118	105	93
	kg	13	21	76	132	117
あへん	件	-	-	-	1	-
	kg	-	-	-	4	-
麻薬	件	225	209	167	230	232
	kg	161	656	822	61	131
	千錠	32	61	90	133	78
ヘロイン	件	8	5	2	-	-
	kg	1	17	0	-	-
コカイン	件	58	52	27	34	28
	kg	153	638	820	14	48
MDMA等	件	59	67	74	81	96
	kg	5	0	2	30	46
	千錠	32	61	90	130	78
その他麻薬	件	100	85	64	118	108
	kg	2	0	1	16	37
	千錠	1	0	0	3	0
向精神薬	件	38	6	2	6	16
	kg	0	-	-	0	0
	千錠	26	0	1	1	2
指定薬物	件	221	165	300	302	348
	kg	17	14	169	19	17
合計	件	871	1,047	745	836	1,044

	kg	1,493	3,339	1,928	1,251	1,147
	千錠	58	61	91	134	80

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年
銃砲	件	8	-	3	1	5
	丁	10	-	3	1	6
うち拳銃	件	7	-	3	1	5
	丁	9	-	3	1	6
拳銃部品	件	1	-	-	1	3
	点	1	-	-	1	5
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	674	351	351	324	366
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	26	22	22	11	12
	点	30	30	29	12	14

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注8) 令和4年の数値は速報値である。

## 参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	
航空機旅客による密輸	243	389	70	24	94	
国際郵便物を利用した密輸	557	520	567	689	724	
商業貨物を利用した密輸	58	127	108	123	223	
	航空貨物	46	121	95	108	207
	海上貨物	12	6	13	15	16
船員等による密輸	13	11	-	-	3	
合計	871	1,047	745	836	1,044	

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和4年の数値は速報値である。

## 参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
航空機旅客による密輸	91	229	23	5	43
	160	427	54	35	101
国際郵便物を利用した密輸	52	85	23	33	127
	50	188	14	62	119
商業貨物を利用した密輸	23	109	26	57	130
	948	367	743	917	347
航空貨物	13	107	20	50	127



		22	325	103	266	319
	海上貨物	10	2	6	7	3
		926	43	639	650	28
	船員等による密輸	3	2	-	-	-
		0	1,605	-	-	-
	合計	169	425	72	95	300
		1,159	2,587	811	1,014	567

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和4年の数値は速報値である。

#### 参考指標4：金密輸の摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
摘発件数	1,086	61	51	5	9
押収量	2,054	319	150	27	135

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和4年の数値は速報値である。

#### 参考指標5：知的財産侵害物品の差止実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
輸入差止件数	26,005	23,934	30,305	28,270	26,492

(出所) 関税局業務課調

#### 参考指標6：テロ関連物資の摘発実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	12	2	5	6	12

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和4年の数値は速報値である。

#### 参考指標7：テロ関連研修の開催実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	99	83	48	103	159

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

#### 参考指標8：輸出事後調査実績（実施件数）

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	513	524	167	104	277

(出所) 関税局調査課調

#### 参考指標9：関係機関との連携・情報収集の実績

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
国内関係機関からの情報入手件数	264	265	258	292	244
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	295	296	251	243	369

国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,448	5,670	823	966	2,151
---------------------	-------	-------	-----	-----	-------

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
外国関係機関との情報交換件数	22,872	47,736	20,730	26,391	54,967
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,327	4,143	3,693	3,947	4,629

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO（用語集参照）、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

施策		政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-3-A-1：AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：者、%)							
	年		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	達成度
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	-	-	増加又は前年並み	○
		実績値	689	706	714	724	737	
	貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：%)	目標値	-	-	-	80.0	80.0	×
		実績値	79.6	80.3	77.1	79.0	74.3	
<p>(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。</p> <p>なお、同制度が国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかをより的確に把握するため、AEO事業者数を追加することとしました。</p>								

(目標の達成度の判定理由)

ＡＥＯ事業者数については、ＡＥＯ制度の利便性の向上及びＡＥＯ事業者への情報提供の充実化の取組みを通じて、ＡＥＯ制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。

貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合については、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入額も昨年の約133兆円から本年は約161兆円まで増加した一方で、本年の我が国の輸出入総額の増加率（昨年比129%）が、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入取引額の増加率（昨年比121%）と比べて高く、結果的に貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合の実績値は目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今回の結果も踏まえ、引き続きＡＥＯ事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位4段階）（単位：%）

年 度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
輸出入者 （上位4段階）	目標値	95.0	維持	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	97.7	98.6	99.4	97.7	98.8	
通関業者 （上位4段階）	目標値	維持	維持	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	98.9	98.6	98.8	98.3	98.6	

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定

a 相当程度進展あり

<b>評定の理由</b>	<p>           主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。         </p> <p>           原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ及びASEANと協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。         </p> <p>           一方、測定指標「AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、AEO事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるAEO事業者数の割合は、実績値が目標値を下回りました。         </p> <p>           以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。         </p>
--------------	---

### 政5-3-3に係る参考情報

#### 参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
評価 (上位4段階)	94.4	96.7	97.4	97.7	90.1

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

<b>施策</b>	<b>政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上</b>						
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	<b>[主要]政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況（システム処理率）</b>						
							(単位：%)
	年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	99.6	99.7	99.9	99.9	99.9	
	(出所) 関税局総務課事務管理室調 (注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数) (注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。 <b>(目標値の設定の根拠)</b> 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近（平成29年10月）のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。						
	<b>(目標の達成度の判定理由)</b> 平成30年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。						

政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督		
測定指標 (定性的な指標)	<p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p>	達成度
	<p>NACCSセンターの令和5年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されているほか、利用料金の引下げが行われていることから、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。</p> <p>令和4年度は、システム稼働率が100%に復帰しており、障害によりシステムが停止することはなく安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
実績及び目標の達成度の判定理由		
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改による利用者利便の向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画審査を行い認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>	

### 政5-3-4に係る参考情報

#### 参考指標1 : NACCSの運用状況 (システム稼働率)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
システム稼働率	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱 (24時間 (分換算) × 365日 × 0.01% = 52.56分) となる。

施策	政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実						
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位: 者)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	3,600,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	○
	実績値	4,271,569	4,751,275	4,468,552	4,849,856	5,251,413	

(出所) 関税局総務課調  
 (注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。

**(目標値の設定の根拠)**

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

**政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）** (単位：%)

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
目標値	維持	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	95.0	○
実績値	95.1	計測不能	96.5	90.3	96.5	

(出所) 関税局総務課調  
 (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。  
 (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。

**(目標値の設定の根拠)**

We b形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が既に95%を超え高い水準を維持していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

**(目標の達成度の判定理由)**

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

**政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度** (単位：%)

測定指標 (定量的な指標)

年 度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
事前教示制度	目標値	80.0	80.0	80.0	維持	維持	○
	実績値	73.5	75.5	80.3	76.5	79.0	
納期限延長制度	目標値	80.0	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	65.2	70.8	78.6	71.6	78.3	

AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	維持	維持	○
	実績値	89.0	88.2	90.8	87.4	91.7	
<p>(出所) 関税局業務課調  (注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。  (注2) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なります。  (注3) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b>  各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b>  目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>							

測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政5-3-5-A-4 : 密輸取締り活動に関する認知度 (単位: %)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	85.0	80.0	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	○
	実績値	89.6	87.0	91.8	70.5	95.2	
<p>(出所) 関税局総務課調  (注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b>  税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b>  実績値の過去5年の平均である84.2%を上回ったため、達成度は「○」としました。</p>							
政5-3-5-A-5 : 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度: 上位4段階) (単位: %)							
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	
目標値	96.0	維持	95.0	95.0	95.0	○	

<b>実績値</b>	97.6	97.2	96.8	96.3	97.3	
<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						

<b>政5-3-5-A-6 : カスタムスアンサー利用件数</b>							(単位: 件)
<b>年 度</b>	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度	
<b>目標値</b>	1,600,000	2,000,000	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	×	
<b>実績値</b>	2,007,358	2,213,918	2,351,969	2,469,882	1,850,610		
<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&amp;Aを掲載しています(カスタムスアンサー)。カスタムスアンサーの利用状況(Q&amp;Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>実績値が前年度を下回ったことから、達成度は「×」としました。</p> <p>令和4年度においては、令和2年度から令和3年度にかけて増加した「医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容」の項目や「少額輸入貨物の特例」に関連する項目を中心にアクセス数が全体的に減少しました。一方で、令和元年度から令和3年度にかけて減少傾向であった「携帯品・別送品の通関」に関連する項目のアクセス数は令和4年度に増加しており、新型コロナウイルスに関連する行動制限の緩和、出入国旅客数の増加、税関ホームページリニューアル等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス数に影響している可能性が考えられます。</p> <p>この結果を踏まえ、利用者が関税局及び税関に問い合わせをせずともカスタムスアンサーで問題解決できるよう、引き続き利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。</p>							



<b>施策についての評定</b>	<b>a 相当程度進展あり</b>
<b>評定の理由</b>	<p>測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）、政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度、政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度及び5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」については、目標値を達成しました。一方、測定指標政5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」については、目標を達成することができませんでした。</p> <p>以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

### 政5-3-5に係る参考情報

#### 参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

（単位：件）

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
処理件数	178,482	186,695	174,336	166,950	177,053

（出所）関税局業務課調

（注）税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

#### 参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

（単位：件）

	令和4年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	7,055
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	217,582
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	7,154

（出所）関税局総務課調

（注1）税関ツイッターの数値は、令和4年度中における増加数

（注2）税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和4年度中に再生された回数

（注3）税関フェイスブックの数値は、令和4年度中におけるリアクション数

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。</p> <p>税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業</p>
----------------	--

者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACC Sの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和6年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算		35,656,934	25,972,059	22,187,792
補正予算			1,059,608	1,663,508	1,684,279	/
繰越等			3,399,366	8,611,254	N. A.	
合 計			40,115,908	36,246,821	N. A.	
執行額(千円)		36,507,252	34,362,138	N. A.		

**(概要)**

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

- (注1) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。
- (注2) 令和3年度の一部及び4年度以降の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。
- (注3) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

**政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策**

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)  
 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)  
 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)  
 「世界一安全な日本」創造戦略2022(令和4年12月20日閣議決定)  
 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)  
 観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定)  
 令和3年版観光白書(令和3年6月15日閣議決定)  
 令和4年版観光白書(令和4年6月10日閣議決定)  
 知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)

	<p>知的財産推進計画2021（令和3年7月13日知的財産戦略本部決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）</p>
--	--

<p><b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b></p>	<p>関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等</p> <p>社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等</p> <p>税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCSの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター（株））等</p>
---	---

<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。</p> <p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。</p> <p>NACCSの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続きに関するアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。</p> <p>また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続きにおける利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	--

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	---	------------------------	---------------